

当事務所の近況といたしまして、①船井総研の第1回・後遺障害認定実務講座を受講したこと、②不動産業者のご依頼で「破産管財事件の流れ」と題する講演をしたことをご報告します。

1 船井総研の第1回・後遺障害認定実務講座

2015年4月5日、株式会社船井総合研究所が主催する「第1回・後遺障害認定実務講座」が東京で開催されました。当事務所からは、弁護士・木村哲也が受講してきました。

テーマは頭部外傷であり、脳神経外科の専門医による頭部外傷に関する基礎知識の講義、そして、交通事故の分野で活躍する3名の弁護士による事例解説がありました。



頭部外傷のケースでは、高次脳機能障害が発生することも多く、後遺障害等級の認定および損害賠償の請求において、非常に複雑です。その対応にあたっては、一定の医学的な知識が必要となりますが、脳神経外科の専門医による講義は、大変参考になるものでした。

また、3名の弁護士による事例解説では、高次脳機能障害のケースで頭を悩ますことが多い、後遺障害等級の認定手続をどう進めていくか、介護費用などの損害の請求をどう組み立てていくかといった問題について、解説がありました。今後の業務に役立てたいと思います。

2 講演「破産管財事件の流れ」

2015年4月13日、不動産業者よりご依頼をいただき、「破産管財事件の流れ」と題する講演をさせていただきました。

個人事業主・会社・法人の自己破産の場合や、個人の自己破産で20万円以上の財産がある場合などは、地方裁判所が破産管財人を選任し、財産の調査や売却処分、債権者に対する配当などの業務を行います。

破産者の財産に不動産がある場合には、破産管財人が不動産業者に売却の媒介を依頼することが少なくありません。講演では、破産管財事件の手続の流れを説明したうえで、その中で不動産の売却処分の位置付けなどについて、解説させていただきました。

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0031 青森県八戸市番町3 NCビル6階

受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談